会 議 録

| | | □全部記録 ■要点記録 | | |
|--------------------------------------|--------------------|------------------------------|--|--|
| 1 | 会 議 名 | 第2回 姫路市水道ビジョン推進会議 | | |
| 2 | 開催日時 | 令和3年2月24日(水曜日) 13時30分~15時20分 | | |
| 3 | 開催場所 | 市役所 防災センター5階 災害対策本部会議室 | | |
| 4 | 出席者又は欠席者名 | | | |
| | | (出席者) 構成員8名(別紙1のとおり) | | |
| | | (事務局) 水道事業管理者、水道局次長、水道局総務課長他 | | |
| | | 水道局職員9名 | | |
| 5 傍聴の可否及び傍聴人数 傍聴不可、傍聴人 O 名 | | | | |
| 6 | 議題又は案件及び結論 | 等 | | |
| | 1 開会 | | | |
| 4 | 2 説明・意見交換 | | | |
| ; | 3 閉会 | | | |
| 7 | 今達の今如 中家サけ来 | 도를 교수로 | | |

7 会議の全部内容又は進行記録

詳細については別紙2のとおり

水道ビジョン推進会議 構成員名簿

(順不同、敬称略)

| | 氏 名 | 所属及び役職名 |
|----------|---------|-----------------------------|
| | 瓦田 太賀四 | 園田学園女子大学 教授 経営学部開設準備室 室長 |
| 学識経験者 | 山野 一弥 | 公益社団法人 日本水道協会 大阪支所 支所長 |
| | 足立泰美 | 甲南大学経済学部 教授 |
| | 伊 藤 孝 | 姫路市連合自治会 副会長 |
| 水道 | 岩 田 稔 恵 | 姫路市連合婦人会 会長 |
| 水道使用者の代表 | 西 井 健 滋 | 姫路商工会議所 事務局次長 兼 総務部長 |
| 表者 | 長谷川恒子 | 公募市民 |
| | 阿部 知子 | 公募市民 |

開会(13:30)

1 説明(事務局) 資料1~4

2 意見交換

座長

只今の事務局の説明に対して、ご意見ご質問をいただきたい。

構成員

まず1点目、老朽管路の更新率について、水道ビジョンの目標値が0.88となっているが、令和3年度の見込み値が0.66と一般的に見て、あまり高い数値とは言えない。 更新率をなぜ段階的にしか挙げられないのかという問いに対し、技術職員が足りないという説明があったが、ビジョンにおける技術職員数の目標値が後期で35人となっており、現状で既にビジョンの目標人数を超えている状態にある。それでは何故事業進捗が上がらないのか、原因がわからなければ対策も立てられない。今後、どのように取り組んでいくのか。

2点目、鉛製給水管について、厚生労働省水道課の発出した通知には、水道ビジョン 策定後5年以内に鉛製給水管を解消するよう書かれているが、姫路市の水道ビジョン では計画期間終了後も解消に至っていない。

また、鉛製給水管の使用を把握している利用者に対しては、定期的に周知するよう 書かれてある。この周知については厚生労働省の立ち入り検査の際の項目にも上がっ ているものである。鉛製給水管の解消に向けた取り組みについて姫路市はどのように 考えているのか。

事務局

職員数について、技術職員の確保に関し、目標として令和3年度は42名としているが、市全体の職員定数適正化の流れの中で、確保は厳しい状況にある。一方で、一人の技術職員が複数の設計、現場管理を担当する状況にあるため、業務の効率化に向けた仕事内容の見直し、又はアウトソーシングなどを可能なところから取り組んでいる。また、技術職員数には電気、機械部門などの管工事に従事しない職員も含んでいるため、大型事業の進捗状況を踏まえつつ、組織内での配置換等により管路更新に注力できる体制づくりも検討しているところである。

管路更新率 0.88%を達成するために、民間活力の活用等を含め引き続き事業の進め 方を検討したいと考えている。

構成員

最終的には、管路の更新延長を伸ばすことが目標である。そのためには、予算と職員の確保とともに、工事業者の施工体制の確保も必要である。これを実現するには、 多額の工事発注を何年も継続しなければならず、時間がかかるため、検討だけではなく、スピード感をもって早期に取り組みを進めてもらいたい。 事務局

鉛製給水管について、姫路市では昭和53年に鉛製給水管の使用を禁止している。平成29年度に行った実態調査をもとに、鉛製給水管の解消計画を策定し、令和15年度を目標に解消に向けて年間約750件の取り換えを行っているところである。

鉛製給水管の接続された配水管は老朽管ばかりであるため、鉛製給水管が集中している地域など、優先順位をつけて配水管の布設替と同時に取り替えを勧めている。

厚生労働省の立ち入り検査は平成27年度に受検しているが、当時は解消計画を策定していなかったため、解消計画を策定し、早期に解消に向けて取り組む旨で回答している。

構成員

取替工事により鉛製給水管の件数が減っていく中で、変わらず年間 750 件の解消実績を維持するためには、これまでと同じ取り組みでは不十分になってくる。厚生労働省から鉛製給水管の使用者に対し「個別周知を定期的にせよ」という周知が有る中で、このままで姫路市として説明責任は果たせるのか。今以上のスピード感をもって取り替えを進めるとともに、新たな取り組みを行うなど、もう少し注力するべきと考える。

座長

鉛製給水管を使用しているかどうか利用者は知らない場合が多い。鉛製給水管の使用による健康被害が考えられる以上は、速やかに取り替えを促すよう周知を行うべきである。平成29年度に行った調査時に実態を把握し、調査結果を各戸に周知したという理解でよいか?

事務局

平成 29 年度に行った実態調査により把握しているが、各戸に結果を伝えていない。 広報ひめじや HP での周知は行っているが、以降も個別周知は行っていない状況で ある。

座長

通常、調査結果を知らせるものと考えるので、個別周知は速やかに行ってもらいたい。

構成員

各家庭にすれば、自宅に鉛製給水管が使用されているか否か把握していないことの 方が多い。単に一般的な周知だけでは伝わらないため、把握しているのであれば個別 周知が必要と考える。

他団体の事例ではあるが、個別通知を行ったことで利用者からの反応が大きく、行 政側も取替えを進めやすくなったと聞いている。姫路市でも何らかの取り組みを進め るべきである。

事務局

メーターの交換の際に鉛製給水管を使用していることが確認された場合、利用者には伝えている。しかし、給水管は個人所有になるので、水道局としても鉛製給水管が使用されている旨を伝えるところまでしかできないのが現状である。

座長

給水管については基本的に個人の所有であるが、配水管の布設替等の際には水道局がメーター部分までは取り替えている。一方で、個人が鉛製給水管を取り替える場合

は個人が全額負担することになる。このような場合に補助制度などは整備されているのか。

事務局

姫路市独自で補助制度を設けているが、利用実績が低い状況である。

座長

補助率の問題はあるが、利用実績が高くなるような方向で取り組みを検討し、早急 に対策に取り組んでいただきたい。

構成員

寒波による水道管の凍結等への対応について、来年以降も同様の事態が発生することが予見される。漏水が増えると断水や給水制限の事態を招き、漏水率にも影響が生じることになる。今回の反省を踏まえ、今後の対応方法についてどのように考えているのか。

事務局

今回は市の管理する配水管等での被害はなく、個人宅の給水管の被害が大きかった。 市の管理する配水管等については、老朽管路の早期更新に向けて着実に事業を進める ことが必要と考えている。

個人の給水管については、水道局としても前日に広報車を走らせるなど一定の周知は行った。一方で、今回の凍結では凍結対策に慣れた北部の寒い地域よりも、慣れていない南部に被害が集中している実態があった。周知するエリア等も含めて対策を検討したいと考えている。

また、凍結による被害では「空き家」も大きな要因となっていたことが判明している。これについても都市局などとも連携した取り組みが必要だと課題を認識したところである。

構成員

実際に寒波到来前には防災ネットでの水道管の凍結についての注意喚起を受信し、 水道局としても情報発信していることは理解している。一方で、情報が伝わっていな いことも事実であり、広報の手法についても今後検討していただきたい。

水道管の凍結被害も一種の災害と言える。これまでは水道事業体の中の訓練は行っていたと思われるが、今後は市民と連携した訓練も必要になってくると考える。災害が発生した際に個人が行うべきことなどを含め、具体的に周知していく必要があるだろう。

事務局

水道事業体にとっても「危機管理」は重要なテーマであると認識している。 実際に先日、市内の一部地域で断水が発生した際は水道局総動員で対応した。大規模

災害となると、姫路市だけでは災害対応が不十分になることは明らかであるため、受 援体制の構築などを含め、住民参加型の訓練も行っていきたいと考えている。

座長

以前から言っているが、スマートメーターを導入すれば異常をすぐに検知できる。 水道管の凍結についても漏水発生時にリアルタイムで状況把握が可能である。自治体 ではなかなか導入が進んでいないが、電気メーターは既にスマート化されており、電 気事業者との共同設置など導入拡大の方法を検討すべきだ。

管路更新について、ポリエチレン管の導入拡大を検討してはどうか。鋳鉄管より材料費が安価であり、また、耐久性にも優れていることから、将来的な更新コストが抑制できるのではないか。

料金体系について、逓増度が高いことは事業者にとって競争力の低下に繋がる。令和7年の料金見直しでは大きく改定を行う可能性がある。料金体系を変更することは今の時期だからこそできると思うがどう考えているか。

構成員

コロナ禍により小口の水道使用量は増加し、大口の水道使用量は減少傾向にある。 これまでのような状況にはなかなか戻らないと思われる以上、料金体系等の見直しを 緩やかにでも行っていただけると事業者にとっても良いと考える。

事務局

逓増度については前回料金改定時にも課題として認識している部分である。現在、 逓増度を含め、時代に合致した料金体系のあり方について調査・検討を進めていると ころである。次回の会議の際には、何らかの形で考え方を提示できるように準備を進 めていく。

構成員

用語について、水道 GLP とは何か。

事務局

水質検査に対する信頼性を高めるために、外部機関の審査を受けるものであり、2 月 16 日に認証を得ることができた。今後はこれまで以上に安心して水道水を利用していただくことができると考えている。

構成員

資産の有効活用において、用地を先着順で申込を受け付けているとあるが、広報誌などに掲載されているのか?

事務局

姫路市の保有する用地を活用する場合、管財課で一括して周知を行っており、水道 局もこのシステムに則り、申込を受け付けている状況である。

構成員

水道施設台帳の進捗スケジュールはどのようになっているのか?

事務局

従来、水道法では施設台帳について整備が義務付けられていなかったが、水道法改 正に伴い、令和4年9月末までに台帳整備が義務付けられることになった。

これは施設台帳の整備によりライフサイクルコストを明らかにすることで、適切な 施設の管理を図ることを目的としている。

現在、対象施設約 180 箇所のうち 80%以上の調査と機器リストとの整合を終えており、令和 3 年度は調査結果を踏まえたシステム導入の検討、令和 4 年度に本格運用を予定している。

事務局

水道工事に関し、悪質業者による高額請求事件が兵庫県下で多発している。水道局 としても撲滅に向けた取り組みを、消費生活センターと連携して行っている。

リスティングなどの手法によりインターネットを利用した手口であるため、十分に 注意していただくとともに、水道工事の際は姫路市の指定店を利用していただくよう にお願いしたい。

構成員

消費者も情報を鵜呑みにせずに、何が正しい情報か判断する力も必要になっている。 広報を行う際には、出来る限り具体的な形で、利用者が当事者意識を持てるような形 でお願いしたい。

座長

発行された水道だよりを見ると、凍結のことが記載されており、よくできていると感じたが、もう少し配色やレイアウトなど市民の意識を引くような工夫を取り組んでいただきたい。

社会が変わっていくように、水道局が置かれる環境も大きく変動していく。今ある 資源や新しい技術等をいかに有効活用すれば効率的に事業を進めていくことができる のか、スピード感を持って前向きな方向で取り組みを進めていただきたい。

3 閉会(15:20)